平成２１年（フ）第４２０号
大津市錦織３丁目８番25号
債務者　後藤　芳江
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３３号
滋賀県甲賀市水口町鹿深４番４号　ハイツ鹿深201号
債務者　エンドウバイズこと遠藤ビキトこと
ＥＮＤＯ　ＢＡＥＺ　ＶＩＣＴＯＲ　ＣＬＯＶＩＳ
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７１号
大津市中野１丁目16番７号
債務者　東野　竜久
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７６号
大津市関津６丁目10番２号
債務者　石田　和枝
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８７号
大津市美空町１番27―502号
債務者　加藤政博こと　趙　　政浩
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９５号
大津市荒川545番地の１　サンロイヤル207号、前住所滋賀県高島市安曇川町西万木847番地１Ａｎｎｉｖｅｒｓａｒｙ壱番館201号
債務者　三矢みゆき（旧姓入江）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９７号
大津市皇子が丘１丁目23番13号　水車谷団地１号棟１－４
債務者　藤井とみ子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０９号
滋賀県高島市今津町角川1161　社会福祉法人大阪自彊館救護施設角川ヴィラ、住民票上の住所大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号
社会福祉法人大阪自彊館
債務者　堀井　良宣
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１４号
香川県高松市円座町879番地２ペルル円座803
債務者　渡部　敦志
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３７３号
福岡市城南区堤１丁目13番30号
債務者　池本　真理
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０１０号
福岡市南区老司１丁目31番23号
債務者　山方　辰夫
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１５０号
福岡市博多区東月隈５丁目27番５号
債務者　片田　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２８９号
福岡県大野城市白木原２丁目３番６号きよコーポ203号
債務者　山崎　義子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３７２号
福岡市東区箱崎５丁目11番６―109号
債務者　西村　優未
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４０６号
福岡県大野城市乙金東１―12―27
債務者　田中　裕子（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４７８号
福岡市南区中尾３丁目15番１号
債務者　松山　安広
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５０１号
福岡市南区高木２丁目16番13号
債務者　三瀬みゆき
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６００号
福岡市城南区田島１丁目４番８―203号
債務者　中島　雅美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部